

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則 の一部を改正する省令について

1. 背景

第 221 回国会において、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 35 号。以下「改正法」という。）が成立し、令和 8 年 6 月 10 日に公布された。

改正法については、改正法の公布の日から 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされているところ、これに伴い、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（平成 19 年国土交通省令第 80 号）について、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

（1）自動車地域旅客運送サービス再構築事業の創設に係る所要の改正

① 自動車地域旅客運送サービス再構築事業における事業者の選定の方法（第 9 条の 2（新設）関係）

改正法による改正後の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）（以下「法」という。）第 2 条第 12 号の国土交通省令で定める選定の方法は、公募のほか、法定協議会等における協議を経て、関係者間での協議が調った場合は、公募をしないで事業者を選定できることとする。

また、公募については、当該公募の実施に関する方針を示して行うこととし、当該方針には、以下の事項を定めるものとする。

- ① 自動車地域旅客運送サービス再構築事業を実施する区域
- ② 自動車地域旅客運送サービス再構築事業を実施するバス路線等において現に実施されている又は実施されていた一般乗合旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送の状況
- ③ 自動車地域旅客運送サービス再構築事業の実施により提供される地域旅客運送サービスの内容
- ④ 当該地域旅客運送サービスを提供する者の要件
- ⑤ 地方公共団体によるあっせんその他支援の内容
- ⑥ 自動車地域旅客運送サービス再構築事業の実施予定期間
- ⑦ 公募の期間
- ⑧ 当該地域旅客運送サービスを提供する者の選定の方法
- ⑨ ①～⑧に掲げるもののほか、公募の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

② 自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の記載事項（第 32 条の 2（新設）関係）

自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の記載事項として法第 26 条の 3 第 2 項第 9 号の国土交通省令で定める事項は、自動車地域旅客運送サービス再構築事業に関連して実施される事業に関する事項とする。

③ 自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の同意対象（第 32 条の 3（新設）関係）

自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の作成に当たって同意を得なければならない者として、法第 26 条の 3 第 4 項の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- ① 自動車地域旅客運送サービス再構築事業に係るバス路線等において運送を実施している者
- ② 当該バス路線等において地域旅客運送サービスを提供させようとする者
- ③ ②への人員派遣等を行おうとする者
- ④ ①～③に掲げるもののほか、関係する都道府県その他の自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画を定めようとする地方公共団体が必要と認める者

④ 自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の認定申請等の方法（第 32 条の 4、第 32 条の 5、第 32 条の 6、第 32 条の 7 及び別表第 3 の 2（新設）関係）

法第 26 条の 4 第 1 項及び第 5 項の規定による認定申請等について、自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の認定申請等に係る記載事項及び必要な添付書類等に関する事項を規定することとし、道路運送法の一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業における運賃等に関する認可の際と同様に、自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画を認定する場合における利害関係人等の意見の聴取に関する規定を設けることとする。

⑤ 自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に係る道路管理者の意見聴取に関する事項（第 32 条の 8 及び第 32 条の 9（新設）関係）

法第 26 条の 4 第 4 項及び同項ただし書の国土交通省令で定める道路管理者の意見聴取に関する事項は、道路管理者への通知、道路管理者の意見提出、道路管理者の意見を聴く必要がない場合に関する事項等とする。

（参考：道路管理者の意見聴取に関する省令（昭和 26 年運輸省令・建設省令第 1 号））

⑥ 地方運輸局長等への権限の委任（第 45 条第 7 号（新設）関係）

自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の認定等に係る国土交通大臣の権限について、法第 40 条の規定に基づき地方運輸局長等に委任するものを規定することとする。

（2）海上運送利便確保事業の創設に係る所要の改正

① 海上運送利便確保事業における事業者の選定の方法（第 9 条の 3（新設）関係）

法第 2 条第 13 号の国土交通省令で定める選定の方法は、公募のほか、法定協議会等における協議を経て、関係者間での協議が調った場合は、公募をしないで事業者を選定できることとする。

また、公募については、当該公募の実施に関する方針を示して行うこととし、当該方針には、以下の事項を定めるものとする。

- ① 海上運送利便確保事業を実施する区域
- ② 海上運送利便確保事業を実施する航路において現に実施されている一般旅客定期航路事業の状況
- ③ 海上運送利便確保事業の実施による人の運送の内容
- ④ 海上運送利便確保事業の実施により船舶の貸渡しが行われる場合にあっては、当該船舶の貸渡しの内容
- ⑤ ③の人の運送や④の船舶の貸渡しを実施する者の要件
- ⑥ 海上運送利便確保事業の実施予定期間
- ⑦ 公募の期間
- ⑧ ③の人の運送や④の船舶の貸渡しを実施する者の選定の方法
- ⑨ ①～⑧に掲げるもののほか、公募の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

② 海上運送利便確保実施計画の記載事項（第 32 条の 10（新設）関係）

海上運送利便確保実施計画の記載事項として法第 26 条の 7 第 2 項第 8 号の国土交通省令で定める事項は、海上運送利便確保事業に関連して実施される事業に関する事項とする。

③ 海上運送利便確保実施計画の同意対象（第 32 条の 11（新設）関係）

海上運送利便確保実施計画の作成に当たって同意を得なければならない者として、法第 26 条の 7 第 4 項の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- ① 海上運送利便確保事業に係る航路において一般旅客定期航路事業を営む者
- ② 当該航路において船舶による人の運送を実施させようとする者
- ③ 当該一般旅客定期航路事業を営む者への船舶の貸渡しを行おうとする者
- ④ ①～③に掲げるもののほか、関係する都道府県その他の海上運送利便確保実施計画を定めようとする地方公共団体が必要と認める者

④ 海上運送利便確保実施計画の認定申請等の方法（第 32 条の 12、第 32 条の 13、第 32 条の 14 及び別表第 3 の 3（新設）関係）

法第 26 条の 8 第 1 項及び第 4 項の規定による認定申請等について、海上運送利便確保実施計画の認定申請等に係る記載事項及び必要な添付書類等に関する事項を規定することとする。

（3）鉄道事業再構築事業の拡充に係る所要の改正

① 地方運輸局長への権限の委任（第 45 条第 4 号関係）

鉄道事業再構築実施計画の認定等に係る国土交通大臣の権限のうち法第 40 条の規定に基づき地方運輸局長に委任するものについて、鉄道事業再構築事業の拡充に伴い新たに委任することとなる場合について規定することとする。

② 鉄道事業再構築実施計画の認定申請書の記載事項及び必要な添付書類（第 25 条第 3 項、第 26 条第 4 項及び別表第 2 の 2 関係）

法第 24 条第 1 項及び第 5 項の規定による認定申請等について、鉄道事業再構築事業の拡充に伴い新たに必要となる認定申請書の記載事項及び必要な添付書類等に関する事項を規定することとする。

（4）その他

その他所要の規定の整備を行う。

3. 今後のスケジュール

公 布：令和 8 年 9 月 18 日（金）

施 行：令和 8 年 10 月 16 日（金）（改正法の施行の日）